

奈良県告示第三百九十四号

次に掲げる出納員の印は、令和五年三月三十一日限り廃止する。

- 一 昭和三十九年三月奈良県告示第五百十五号で告示した奈良県立大宇陀高等学校及び奈良県立大淀高等学校に勤務する出納員の印
- 二 昭和五十三年三月奈良県告示第八十号で告示した奈良県立西の京高等学校及び奈良県立吉野高等学校に勤務する出納員の印
- 三 昭和五十八年三月奈良県告示第七百八十六号で告示した奈良県立高円高等学校に勤務する出納員の印
- 四 平成十九年三月奈良県告示第五百八十五号で告示した奈良県立奈良情報商業高等学校に勤務する出納員の印
- 五 平成二十一年三月奈良県告示第四百八十一号で告示した奈良県自治研修所及び奈良県立奈良朱雀高等学校に勤務する出納員の印
- 六 平成二十七年三月奈良県告示第五百六十六号で告示した南部東部振興課に勤務する出納員の印
- 七 平成三十年三月奈良県告示第五百八十三号で告示した奥大和移住・交流推進室に勤務する出納員の印

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾